

## デジタルネットワークにおける 顧客情報並びに個人情報の取扱いに関する契約書

株式会社丸高ラブリン（以下、「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下、「乙」という。）は、委託業務に関し、以下のとおり契約を締結する。

### 第1条（目的）

本契約は、甲乙間の委託業務に伴いデジタルネットワークにおいて甲から乙に委託される顧客情報・個人情報とネットワークの保護を図ることを目的とする。よってこの取り決めはデジタル業務内容にのみ適用される。

### 第2条（顧客情報・個人情報の委託）

甲は、本件業務を乙に委託するに際して、デジタルの顧客の住所、氏名、電話番号（以下、「本件個人情報」という）をあらかじめ甲乙の協議により定めた方法によって委託するものとする。

### 第3条（顧客情報・個人情報の目的外使用の禁止）

乙は、本件顧客情報・個人情報を受託を受けた業務の遂行目的以外のいかなる目的にも利用してはならない。

### 第4条（複製、第三者提供の禁止）

乙は、本件顧客情報・個人情報を複製、複製したり、甲の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

### 第5条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約の遂行上知り得た業務上及び技術上の秘密を第三者に漏洩してはならない。

### 第6条（契約上の地位の譲渡の禁止）

乙は、甲が事前に書面による承諾をしない限り、本契約に基づく権利義務及び契約上の地位を第三者に譲渡してはならない。

### 第7条（報告徴収・立入調査）

甲は、乙に対して、随時、乙の本件個人データの安全管理義務の実施状況、受託先の監査内容等について、報告を求めることができ、乙は、これに協力しなければならない。

### 第8条（事故発生の通知義務）

乙は、本件個人データへの不当なアクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩等の事故が生じたときは、甲に対し、直ちに連絡し、甲と協議の上、甲と協力して対策を講じるものとする。

### 第9条（損害賠償）

乙は、乙の責に帰すべき事由により生じた本件個人データへの不当なアクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩等（以下、「漏洩等」という）により甲又は第三者に損害を与えたときは、これらの者に対して、契約又は法律に基づき損害の賠償責任を負う。

### 第10条（契約終了時の個人情報データの返還、抹消等）

本契約が終了した場合、乙は、甲に対し、本件顧客情報・個人情報を記録した媒体を全て返還し、かつ乙の管理する本件個人情報をすべて抹消しなければならない。

### 第11条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は、平成18年1月1日から平成18年12月31日の1年間とする。期間満了前の1か月前までに甲乙いずれからも契約終了の申し入れがない場合には、本契約と同一の条件で更新するものとし、以後も同様とする。

第12条（中途解約）

甲又は乙は、前条の有効期間内であっても、1か月前に書面による予告をもって本契約を解約することができる。

第13条（協議解決）

本契約の履行について疑義が生じた場合及び本契約に定めのない事項については、甲乙双方誠意をもって協議し、信義誠実の原則に従って解決を図るものとする。

本契約締結の証として本署を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年 1月 1日

甲 住所 東京都杉並区松ノ木 1-2-15  
名称 株式会社 丸高ラブリン  
代表取締役 高野寛康

乙 住所  
名称